

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農業振興課

不利益処分の内容	農産物加工所の原状回復	
根拠法令等及び条項	栃木市農産物加工所条例第10条	
処分基準	根拠条項	栃木市農産物加工所条例第10条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 栃木市農産物加工所の設備の原状回復（条例第10条）</p> <p>利用者は、加工所の利用を終了したとき、又は第6条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、施設等を原状に回復しなければならない。</p>	